



○【ご挨拶】

業務繁忙のため、しばらく事務所ニュースの発行をお休みしておりましたが、職員を採用し、事務所内の業務分担も落ち着いてきましたので、事務所ニュースの発行を再開いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【1】ハローワークの求人票に改正がありました（H30.1.1施行）

ハローワークに記載する求人票の内容について、より明確にするよう法改正がありました。大きな改正点は「試用期間の有無」、「残業代の定額払いの有無」、「残業代が定額払いの場合、残業時間何時間分の支払いか」「定額残業を超えた時間は、差額を支払うと宣言すること」などです。求人面接から採用決定までに労働条件が変わる場合も書面などで明示しながら、双方誤解が生じないように進める必要があります。

【2】10月より、給与から控除する社会保険料額が変わります。

健康保険・介護保険・厚生年金保険に加入している方について、10月に支払う給与について、あらたな標準報酬月額による社会保険料となります。当所のお取引先企業様には、保険料通知書を随時ご連絡いたします。

【3】「心の健康づくり計画助成金」のご案内

メンタルヘルス対策のために、「心の健康づくり計画」を作成、実施した場合に助成金（1回のみ10万円）が支給されます。メンタルヘルス対策を実施し、従業員の皆様の「心の不調を予防したり、早期に気づくこと」により、生き生きと働きやすい職場になり、離職の防止や、生産性向上につながります。事業所の方針や年間計画などを立てて、取り組んでみませんか？

☆ その他、お手続き・給与計算・法令・労務管理・助成金などについてご不明な点がございましたら、当事務所までお気軽にお問い合わせください。



～ちょこっとコラム～

今年の1月に事務所を移転しました。内装もリフォームし、事務所内のスペースも以前より広くなり、より快適に仕事ができるようになりました。大家さん、引っ越し業者の方、内装工事の職人さん、引っ越しの準備を手伝ってくれた家族など、引っ越しには様々な方たちに携わってもらい、感謝して現在に至ります。また、事務所の看板も取り付けました。お近くにお越しの際は、お立ち寄りください。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。



事務所の看板です
駐車場もあります



働く人の法律問答

… 働き方改革関連法案の中身は？パート1…



マツ社労士は、タケ社長からこんな質問を受けました。

タケ社長 : 6月に働き方改革関連法が成立したということだけど、具体的な内容は何ですか？

マツ社労士 : 一番大きな改正は「労働時間の上限が法律に規定される」ということです（H31.4.1 施行）。今現在の時間外労働・休日労働の協定は、「限度基準」という目安はありますが、法律に明記された時間ではなく、法的な強制力は弱かったのですが、この点を法律に明記し、強制力を持たせました。

タケ社長 : 法律に具体的に規定されているか否かで、違いが大きいのですね。法律上の上限は、何時間ですか。

マツ社労士 : 1か月 45 時間、年間合計 360 時間の範囲におさまるようにする、というのが原則です。ただし、臨時的な特別な事情がある場合は、それらを超えることができます。ただし、その場合でも、「年間合計 720 時間、1 ヵ月あたり 100 時間未満、複数の月を平均して 80 時間」のいずれも満たす必要があります。国が「心疾患、脳疾患、精神疾患等」の労災認定基準で使用している数字と近く、これまで国が注意喚起してきた数字と近いです。

タケ社長 : 有給休暇や中小企業の残業代の計算も変わるそうですね。

マツ社労士 : 有給休暇はおおまかにいうと「1 年間に 5 日は必ず有給休暇をとるようにする」ということです。これまでは有休はすべて本人の希望で与えればよかったのですが、平成 31 年 4 月以降は、本人が希望しなくても、会社が日にちを指定してでも、確実に有給消化をするように、ということでした。残業代については平成 35 年 4 月から、中小企業であっても 1 か月 60 時間を超える残業は割増賃金率は、50%アップになります。現在は 25%アップでよいのですが、その倍は、アップする必要があります。

タケ社長 : すべて労働時間時間に関することですね。有給取得も、結局は労働時間と表裏一体で、職員がゆっくり休む時間を会社が主体となって確保するように、ということですね。割増賃金率をアップすることで残業を抑制することを国は目指していますね。自社の職員だけではなく、取引先の職員さんも当社の仕事の発注等で無理な残業をさせることがないように、気を配っていこうと思いますよ。

【編集後記】「事務所ニュース、最近どうしたの？」とありがたいご質問をいただきつつ、仕事であわただしい日々が続き、発行をお休みしておりました。社労士として開業した目的が、「人や企業に必要な法律知識を届けて、個人・企業ともより成長・発展していく」ことのお手伝いをしたい、ということでした。事務所ニュース発行もその一環で始めました。今後も、初心忘れるべからずで、やっていきたいと思っております。皆様引き続きどうぞよろしくお願いいたします。